

廃棄物減量等推進員関連法令等 《抜粋》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第5条の8

第1項 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

第2項 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則

第29条

第1項 市に、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員を置く。

第2項 廃棄物減量等推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

枚方市廃棄物減量等推進事業実施要綱

(廃棄物減量等推進員の活動内容)

第3条 廃棄物減量等推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ごみの減量化に係る本市の施策の地域住民への伝達
- (2) ごみの減量化に係る本市の施策に対する地域住民の意思の把握
- (3) 本市が行う地域説明会等の実施への協力
- (4) ごみの減量意識の啓発に関する地域での活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市が行う清潔保持に係る啓発活動への協力

(廃棄物減量等推進員の推薦等)

第4条

第1項 市長は、廃棄物減量等推進員を委嘱しようとするときは、校区コミュニティ協議会、自治会等にその推薦を依頼するものとする。この場合において、当該校区コミュニティ協議会、自治会等ごとに推薦する人数は、市長が別に定めるところによる。

第2項 前項の規定による依頼を受けた校区コミュニティ協議会、自治会等は、廃棄物減量等推進員として適当と認める者を市長に推薦するものとする。

第3項 市長は、前項の規定による推薦があったときは、その者に対して廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。

第4項 前項の規定による委嘱期間は、1年とし、再委嘱を妨げない。ただし、補欠の廃棄物減量等推進員の委嘱期間は、前の廃棄物減量等推進員の残期間とする。